

令和7年第7回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和7年第7回教育委員会定例会議事日程

令和7年7月23日（水）  
午後5時45分 開会  
多賀城市役所北庁舎5階 502会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告

日程第4 議事

- (1) 報告第2号 周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法性院遺跡）の範囲変更（拡大）について
- (2) 議案第21号 指定管理者の候補者の選定方法について（社会体育施設等）
- (3) 議案第22号 指定管理者の候補者の選定方法について（文化センター）
- (4) 議案第23号 令和8年度使用教科用図書の採択について

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

令和7年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

7月3日、仙台管内教育委員会教育長会議が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

7月4日、令和7年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会が富谷市役所学校給食センターで開催され、教育長が出席しました。同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

市内の小中学校では、7月22日から8月22日までの夏休みに入っております。

### ■生涯学習課関係

7月8日、令和7年度第1回社会教育委員会議を開催し、令和7年度社会教育事業、令和7年度協働教育事業、体育施設の移転に関する検討状況、多賀城市社会体育施設等及び多賀城市文化センター指定管理の更新について審議がされました。

7月10日、令和7年度第1回スポーツ推進審議会を開催し、令和7年度社会体育関係事業計画及び進捗状況、体育施設の移転に関する検討状況、多賀城市社会体育施設等の指定管理の更新について審議されました。

各施設の指定管理については、本日の定例会に議案を提出しております。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

### ■文化財課関係

7月8日、令和7年度全国史跡整備市町村協議会第1回役員会が東京都で開催され、副市長及び文化財課長が出席しました。

7月15日、秋篠宮皇嗣妃殿下が御来県し、多賀城南門及び多賀城碑を御視察されました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況 (6月17日から7月14日まで)

○市民会館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
6月24日	主催事業「ピアノと遊ぼう」	7名	市会
6月28日	主催事業「たがぶん自習室」	3名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
6月19日	高齢者教育事業「多賀城大学 老後に必要なお金の授業～お金を守る方法を学ぼう」 講師：SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 岩松千尋 氏	45名	市会
7月12日	家庭教育事業「母と娘の性教育講座 知って安心！ 親子で学ぶわたしのからだところ」 講師：一般社団法人宮城県助産師会 井本優子 氏	16名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
6月25日	高齢者教育事業「山王大学 気軽に楽しく！レクリエーションスポーツ」 講師：多賀城市レクリエーション協会	21名	山公
6月28日	青少年教育事業「子どもコマ大戦 in 多賀城山王地区公民館」 講師：岩沼精工株式会社	19名	山公
7月5日	成人教育事業「手話ソング♪～楽しく簡単に手話を学ぶ講座～」 講師：小野寺富美子 氏	13名	山公
7月12日	成人教育事業「今からでも間に合う！大人のマネー講座」 講師：SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 若松千尋 氏	11名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
6月18日～ 7月5日 (計6回)	地域交流事業「集いの広場」	計26名	大公
6月21日 6月22日	青少年教育事業「自習室開放」	計19名	大公
6月22日	地域交流事業「ていざんカフェテリア」	14名	大公
6月29日	成人教育事業「出張メタバースツアー」	11名	大公
7月9日	高齢者教育事業「山茶花大学 宮城でおすすめのがん検診と放射線治療」 講師：キャンサーコンパスクリニック 和田 仁 氏	14名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
6月1日～30日	「おりがみで、あめのふうけいをつくろう！」	自由参加	市図
6月20日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子 氏	8名	市図
6月21日	「大人のワークショップ」サロンde書 講師：書家 大塚 耕志郎 氏	5名	市図
6月22日	「親子で一緒に図書館探検隊！雨の日を楽しもう！」	12名	市図
6月22日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ 季節のグリーンと紫陽花のリース」 講師：株式会社 多賀城フラワー	15名	市図
6月26日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	10名	市図
6月28日 (1日2回)	絵本作家・齋藤槇先生と一緒におやこでつくろう！ おどろろ！～世界に一つだけの「じゃばら絵本」 づくり～ 講師：絵本作家 齋藤 槇 氏 氏	66名	市図
6月28日	「絵本作家 齋藤槇さんによるサイン会」 講師：絵本作家 齋藤 槇 氏 氏	28名	市図
7月2日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
7月5日	「出会える1冊クロストーク 星降る夜に読みたい本」	3名	市図

7月11日	「仙台育英学園の高校生トークイベント「ほっか」とともに」 出演：仙台育英学園高等学校生徒	16名	市図
7月14日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	4名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
6月26日～ 7月13日 (計3回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計7名	総体
6月22日 7月13日	社会体育事業「おとなの朝活（朝ヨガ）」	計44名	総体
7月13日	社会体育事業「海の安全教室」 講師：海上保安部	35名	市プ
6月17日～ 7月8日 (計4回)	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	計42名	総体
6月28日	社会体育事業「どろんこラグビー」 運営：宮城県ラグビーフットボール協会、多賀城高等学校、仙台育英学園高等学校	107名	南門西側水田
6月18日～ 7月10日 (計10回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：桜木東町内会、留ヶ谷育自の会、笑学交1年3組、スマイル桜木、鶴ヶ谷多賀モリ会、向山いきいきサロン、高橋北区町内会社会教育部、多賀城市志引保育所父母の会、高橋多賀モリ会、多賀城八幡保育所父母の会	計170名	市内
6月19日～ 7月14日 (計7回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計307名	ヘルス市会 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館      山公：山王地区公民館      大公：大代地区公民館  
市会：市民会館      市図：市立図書館      総体：総合体育館  
市プ：市民プール      ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和7年7月23日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 麻生川 敦

報告第2号

周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法生院遺跡）の  
範囲変更（拡大）について

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年7月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡・法性院遺跡）の 範囲変更（拡大）について

### 1 概 要

令和6年度の御屋敷遺跡及び法性院遺跡隣接地の発掘調査成果により、周知の埋蔵文化財包蔵地よりも外側に遺構・遺物の分布の広がりが確認されたことから、文化財保護法第97条第1項の規定により遺跡発見を通知するとともに、同法第95条第1項の規定により【別紙1】のとおり周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲変更（拡大）の手続きを行うもの

### 2 御屋敷遺跡

- (1) 調査名 御屋敷遺跡第1次調査
- (2) 所在地 多賀城市中央一丁目14番1外5筆
- (3) 調査原因 建物解体工事に伴う埋蔵文化財試掘確認調査
- (4) 調査期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 計画面積 115,000㎡ うち試掘確認調査面積：約2,070㎡
- (6) 調査成果 【別紙2】のとおり

御屋敷遺跡は、市中央部の丘陵上に位置する遺跡である。これまで調査実績はなく詳細は不明であるが、中世の城館として登録されている。周辺には、多賀城廃寺や高崎遺跡が分布しており、古代の遺構・遺物の分布も推測されていた。

今回の調査では、古墳時代の土器、古代の竪穴建物跡、掘立柱建物跡、井戸跡、土坑、溝跡、遺物包含層などが発見された。周辺遺跡と同様の様相であり、古代多賀城に関連する遺跡の広がりが推定される。

- (7) 登録内容（宮城県遺跡地名表の内容更新） 【別紙3】

遺跡名	御屋敷遺跡
所在地	変更前 高崎三丁目 変更後 <u>中央一丁目</u> 、高崎三丁目
立地	丘陵
種別	変更前 城館 変更後 <u>集落</u> ・城館
地目	宅地
時代	変更前 中世 変更後 <u>古墳時代</u> 、 <u>古代</u> 、中世
出土品	土器

(8) 周知の埋蔵文化財包蔵地（御屋敷遺跡）の面積

従前面積	約	28,200 m <sup>2</sup>
拡大面積	約	121,300 m <sup>2</sup>
拡大後面積	約	149,500 m <sup>2</sup>

### 3 法性院遺跡

- (1) 調査名 法性院遺跡第4次調査  
(2) 所在地 多賀城市浮島字高原91番1、91番2、92番1  
(3) 調査原因 宅地造成工事に伴う埋蔵文化財本発掘調査  
(4) 調査期間 令和7年1月8日から同年3月31日まで  
(5) 計画面積 3395.88 m<sup>2</sup> うち本発掘調査面積：約1,060 m<sup>2</sup>  
(6) 調査成果 **【別紙4】** のとおり

法性院遺跡は、市北部の丘陵上に位置する遺跡である。これまで調査実績が少なく詳細は不明であるが、古代の遺物散布地として登録されている。周辺には、西側に西沢遺跡、東側には高原遺跡が分布しており、古代の集落であった可能性が推測されていた。

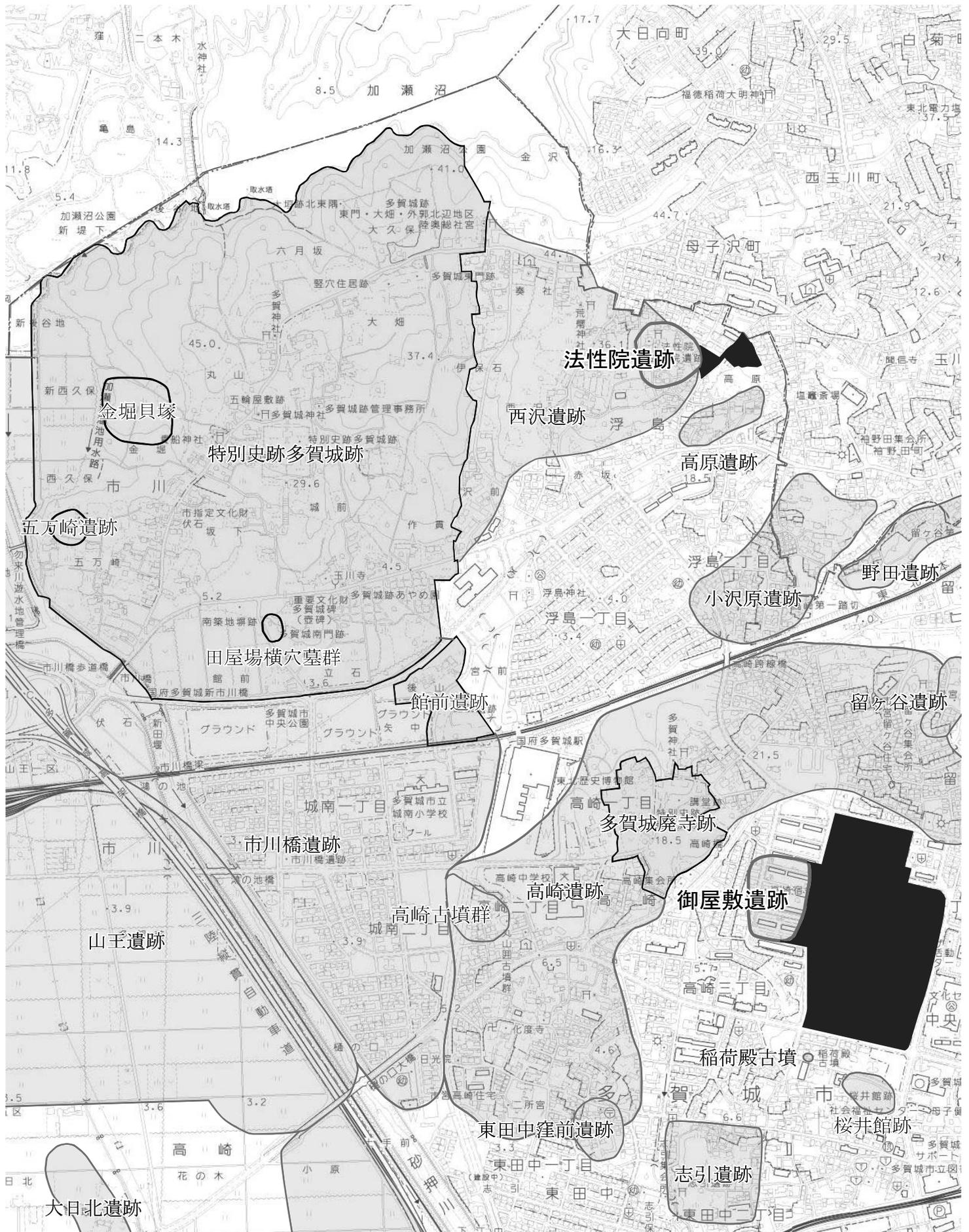
今回の調査では、奈良・平安時代の竪穴建物跡、掘立柱建物跡、道路遺構や土器が多量に出土する土層、溝跡、土坑などが発見された。竪穴建物跡はどれも煮炊きを行うカマドがなく、ロクロを据え付けるために掘られた穴がある建物跡や漆作業で使う遺物が発見されていることから、土器を作る工房や漆工房であったと推定される。このような作業場が多賀城に程近い丘陵斜面に点在し、工人達によるものづくりが行われていたようすが推定できる。

(7) 登録内容（宮城県遺跡地名表の内容更新） **【別紙5】**

遺跡名 法性院遺跡  
所在地 浮島字高原  
立地 丘陵  
種別 変更前 散布地  
変更後 集落・散布地  
時代 古代  
地目 宅地・寺院  
出土品 土器

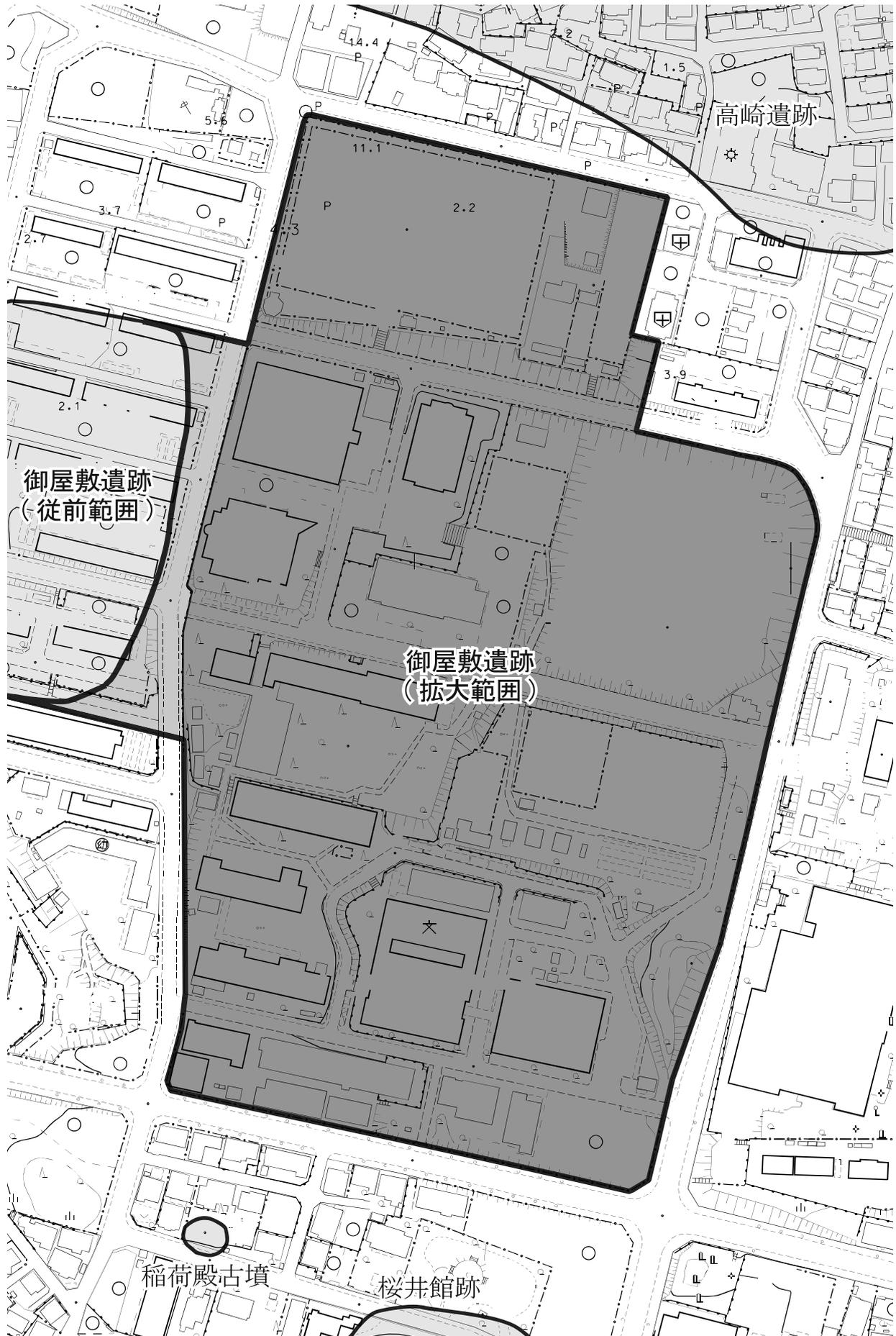
(8) 周知の埋蔵文化財包蔵地（法性院遺跡）の面積

従前面積	約	22,800 m <sup>2</sup>
拡大面積	約	5,300 m <sup>2</sup>
拡大後面積	約	29,100 m <sup>2</sup>



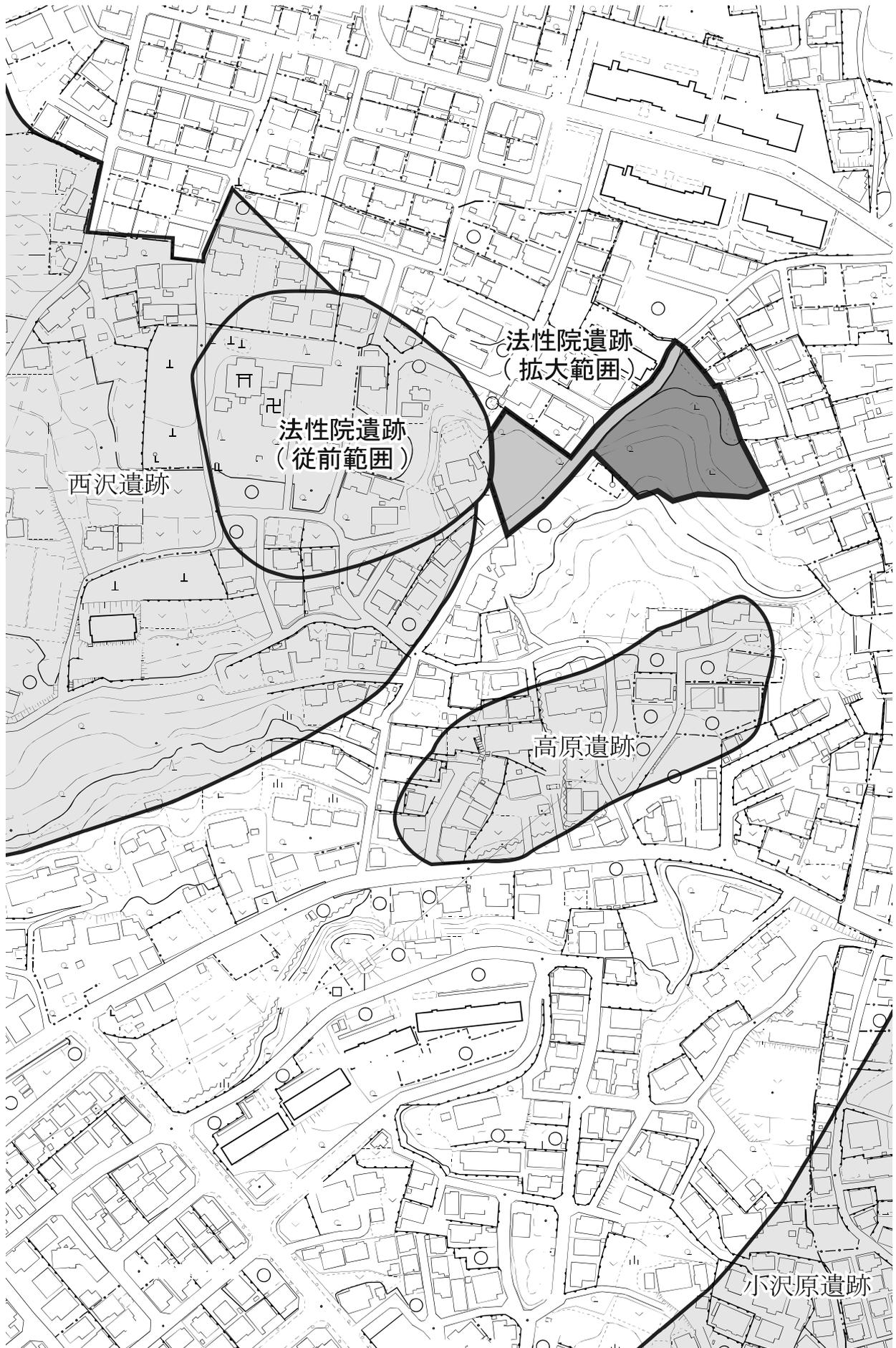
【別紙 1】 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲拡大位置図





【別紙 3】 御屋敷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の拡大範囲





【別紙5】 法性院遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の拡大範囲

## 【別紙6】 文化財保護法 抜粋

### 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更するこ

ととなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内になしななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

## 議案第 2 1 号

指定管理者の候補者の選定方法について

次の公の施設に係る指定管理者の候補者は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年多賀城市条例第 9 号）第 2 条ただし書の規定により、非公募により選定する。

令和 7 年 7 月 2 3 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市総合体育館
- (2) 多賀城市市民プール
- (3) 多賀城市市民テニスコート
- (4) 多賀城公園野球場
- (5) 中央公園サッカー場
- (6) 中央公園多目的グラウンド A
- (7) 中央公園多目的グラウンド B

### 2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

## 指定管理者の候補者の選定方法について

### 1 次期指定管理者の候補者の選定方法を「非公募」にする理由等

#### (1) 法的根拠及び条件

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第2条の規定により、原則、公募によりその候補者の選定をすることとなるが、同条ただし書の規定により非公募で選定することも可能である。ただし、非公募により選定する場合にあっては、多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多教委規則第7号）第2条に規定する合理的理由が必要となるものである。

#### ■参考:多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会は、（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

以下 略

#### ■参考:多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定により指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

## (2) 本件事例に係る具体的判断根拠

次期指定管理者の候補者の選定にあつては、以下の理由により、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第1号から第3号までの規定により「非公募」で選定する。

- ア 20年間社会体育施設等を適切に管理している実績から、専門的かつ高度な知識を有していると判断できること。
- イ 地元の人材雇用や地域との連携が図られていること。
- ウ 現指定管理者が引き続き施設の管理を行うことで、安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できること。

## 2 次期指定管理期間を「5年間」とする理由等

### (1) 法的根拠及び条件

多賀城市指定管理者制度運用方針（令和7年5月改訂）より、指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とする。

#### ■参考：多賀城市指定管理者制度運用方針（抜粋）

#### IV 指定管理者制度運用手順

##### 2 指定期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とします。ただし、近年中に施設の廃止や変更が認められる場合等においては、5年未満とし、また、より効果的で効率的な行政サービスを提供するため、民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させようとする場合においては10年を超え必要な期間を設定可能とします。

## (2) 本件事例に係る具体的判断根拠

次期指定管理期間を設定するにあつては、新たな社会体育施設の建設に係るスケジュールを勘案して5年とするもの

### 3 多賀城市社会体育施設等指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成17年4月1日から 平成20年3月31日まで	第1期 指定管理者 指定	第1期指定管理者 多賀城市民スポーツ クラブ 選定方法：非公募 対象施設：総合体育館、市民プール及 びテニスコート
平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで	第2期 指定管理者 指定	第2期指定管理者 多賀城市民スポーツ クラブ 選定方法：非公募 対象施設：多賀城公園野球場及び中央 公園サッカー場を追加
平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	第3期 指定管理者 指定	第3期指定管理者 多賀城市民スポーツ クラブ 選定方法：非公募 対象施設：第2期に同じ（仮設住宅用 地となった多賀城公園野球場 及びテニスコートの一部は、 当面、業務が発生しないこと とした。）
平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで	第4期 指定管理者 指定	第4期指定管理者 多賀城市民スポーツ クラブ 選定方法：非公募 対象施設：中央公園サッカー場及び多 目的グラウンドA・Bを追 加。平成30年9月から多賀 城公園野球場の指定管理業 務を再開
令和2年7月10日	指定管理者 評価委員会	第4期指定管理者からの実績説明、質疑 等を行い、合格ラインに達している、及 び次期指定管理者の候補者の選定を非公 募で行う利点があると評価
令和2年7月29日	教育委員会	第5期指定管理者の候補者を非公募によ り選定することを決定
令和2年10月7日	指定管理者 選定委員会	現指定管理者（指定管理者指定申請者） からの企画提案の説明の後、質疑・評価 を行い、現指定管理者を第5期指定管理 者の候補者として選定

令和2年10月15日	スポーツ推進審議会	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定したことを審議
令和2年10月22日	社会教育委員会議	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定したことを審議
令和2年11月6日	教育委員会	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者とすることを決定
令和2年11月16日	行政経営会議	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者とすることを承認
令和2年11月24日	多賀城市議会全員協議会	多賀城市社会体育施設等指定管理者指定の取組状況について説明
令和2年12月24日	市議会定例会	現指定管理者を第5期指定管理者とすることを決定
令和7年5月30日	指定管理者評価委員会	第5期指定管理者の運営実績を評価した。評価結果は「合格」 第6期指定管理者の候補者選定方法及び指定期間について検討
令和7年7月8日	社会教育委員会議	第5期指定管理者の評価委員会の結果を報告
令和7年7月10日	スポーツ推進審議会	第6期指定管理者評価委員会の評価結果を報告
令和7年7月17日	行政経営会議	第6期指定管理者の選定方法及び指定期間について付議
令和7年7月23日	教育委員会	第6期指定管理者の選定方法を決定
令和7年9月上旬	指定管理者選定委員会	申請者からの企画提案を基に、候補者を選定
令和7年10月中旬	スポーツ推進審議会	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年10月下旬	社会教育委員会議	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年11月上旬	行政経営会議	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年11月中旬	教育委員会	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を決定
令和7年11月下旬	多賀城市議会全員協議会	第6期指定管理者指定の取組状況について説明
令和7年12月中旬	令和7年第4回多賀城市議会定例会	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、指定管理者を決定

## 4 現在の指定管理の概要

### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市総合体育館
- イ 多賀城市市民プール
- ウ 多賀城市市民テニスコート
- エ 多賀城公園野球場
- オ 中央公園サッカー場
- カ 中央公園多目的グラウンドA
- キ 中央公園多目的グラウンドB

### (2) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ スポーツ行政等への協力に関する業務
- エ スポーツ団体及び指導者の育成に関する業務
- オ 災害時の指定収容避難所の運営支援に関する業務
- カ 対象施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ その他の業務

### (3) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### (4) 指定管理者の概要

名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ  
所在 多賀城市下馬五丁目9番3号

## 5 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要

### (1) 評価委員会の開催日時等

令和7年5月30日（金）午後2時00分から午後4時30分まで  
多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 評価委員会委員

役職	氏名等	区分
委員長	仙台大学教授 仲野 隆士	学識経験者又は有識者
副委員長	多賀城市都市産業部長 吉田 学	市職員
委員	桑添 次男	施設利用者代表
委員	齊藤 まゆみ	施設利用者代表
委員	尚綱学院大学教授 福井 真司	学識経験者又は有識者
委員	仙台市スポーツ振興事業団理事 堀江 新一郎	学識経験者又は有識者
委員	企画経営部次長 鈴木 孝行	市職員

### (3) 評価対象

令和3年度から令和6年度までの指定管理者による管理運営

### (4) 評価方法等

#### ア 評価対象資料

(ア) 指定管理者事業概要

(イ) モニタリング評価について（令和3年度から令和6年度）

(ウ) 多賀城市社会体育施設等指定管理者実績報告書（指定管理者作成資料）

(エ) 多賀城市社会体育施設等指定管理者業務仕様書

#### イ 評価方法

「多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会評価基準及び採点表、付帯意見書」を使用し、市からの事業概要の説明及び指定管理者からの実績報告の後、質疑応答を経て評価を行った。

## (5) 評価基準

委員ごとに14の審査項目を、下記の0点から5点までの6段階により採点

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

## (6) 総合評価

総合得点	評価
392点～490点	合格(優)
343点～391点	合格(良)
294点～342点	合格(可)
0点～293点	不合格

## (7) 評価結果

「多賀城市社会体育施設指定管理者評価委員会評価基準及び採点表（集計表）のとおり、採点の合計が490点満点中346点で、委員1人当たりの平均点が70点満点中49.4点となり、項目当たりの平均点が5点満点中3.5点という評価となった（平均点は、小数第二位を四捨五入）。

この結果、指定管理者である特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブによる事業運営や施設管理の取組は、求められるべき水準が全体的には達成されているものとして「合格（良）」であるとの結果を得た。

総合得点（490点満点中）	評価
346点	合格(良)

## 6 評価における付帯意見

### (1) 評価できる点

ア 社会体育事業以外の事業を展開し、それが幅広く行われている。

- イ 全職員が職務に関連するスキルアップなどアップデートに努められている。
- ウ 新規事業を取り入れている。
- エ 固定事業の内容に変化をつけている。
- オ 利用者の声は良好
- カ スキル、ノウハウを積み重ね、安定的な運営、利用者視点による取組が全ての面において感じられる。
- キ 利用者の要望等に対し適切に対応している。
- ク 少ない人員で業務を推進している。
- ケ 様々なレベル・ニーズに応えうるスクールを設定している点が高く評価できる。
- コ 市民スポーツ大会は、子どもから高齢者まで幅広い層が楽しめる大会を企画・運営されていて評価できる。
- サ 事業利用者数もアフターコロナの実績が右上がりという事で評価できる。
- シ 多賀城創建1300年事業への協力等、市の施策へ貢献している。
- ス 本市の特徴を活かした事業を展開されている。
- セ 1300年事業が終了しても継続的に実施されている。
- ソ 総合型地域スポーツクラブの利点を生かした活動・運営ができています。
- タ ニュースポーツ等も積極的に取り入れていることは好感が持てる。

## (2) 今後の課題になると思われる点

- ア 多賀城市民のニーズに応じた事業のために必要な情報（アンケート等）が不十分であると思われる。課題が共有できるよう数値や割合（男女別、年齢別）を含めた分析が必要
- イ 気温と利用者の安全管理
- ウ 小学5・6年生～中学生が参加しなくなる事業の展開
- エ 活動の量等、実施事項の実績はよく理解できたが、これらの取組を通じた「成果」や「変化をもたらした事等」についての情報はあまりなかった。どんな成果を得ようとしているのか、そのための達成手段は適切だったのか、振り返って検証してほしい。つまり、成果と課題をより明確にしていくことが必要だと思う。
- オ 少子高齢化時代においては、スポーツの果たす意義、役割は大きいと感じているので、それに対応した取組をより推進してほしい。
- カ スポーツ振興事業の種目に偏りがあり。多賀城市総合スポーツ大会（武道・球技等を含めた各種スポーツ大会）の企画・立案
- キ 部活動の地域移行に伴う対応。例えば、指導者の確保・派遣のあり方
- ク 障害のある市民の受け入れについて、今の社会では求められているので検討してほしい。
- ケ ボランティアのマネジメントについて、マッチング・インセンティブ・研修会を実施することでボランティアへの意識が変化し、質の向上につながる。
- コ 女性スポーツの活性化についても、より積極的に取り組まれることをおすすめする。
- サ 時代に合わせた広報手段。特にSNSの活用

- シ 総合型地域スポーツから始まった点からすれば、マンネリ化に陥りやすい点がある。
- ス もう少し若い人材（特に男性）を活用して20、30、40代のニーズを受けた運営及び取組を期待する。

多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点	実績報告書 該当ページ	評価点数	
施設運営の方針・理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な運営方針となっているか</li> <li>本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか</li> <li>民間的経営の視点やノウハウを生かしているか</li> </ul>	施設運営方針・理念 【P2～P3】	1	
収支等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の収支は妥当か</li> <li>事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか</li> <li>創意工夫等により経費削減に努めているか</li> </ul>	収支等 【P4～P5、別冊収支決算書内訳】	2	
運営体制	組織、職員配置、 労務管理、再委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か</li> <li>雇用条件、労働条件、労務管理は適切か</li> <li>再委託の業務内容、再委託先は妥当か</li> </ul>	運営体制（組織・職員配置、労務管理、再委託の状況） 【P6～P8】	3
	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力、経験等は十分か</li> <li>職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか</li> <li>職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか</li> </ul>	運営体制（職員数等、研修の状況） 【P9～P13】	4
	サービスの維持・ 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握方法は妥当か</li> <li>利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか</li> <li>利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか</li> </ul>	運営体制（サービス維持向上） 【P12】	5
	法令遵守、情報セキュリティ、 個人情報保護、情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か</li> <li>情報公開に努めているか</li> </ul>	運営体制（法令遵守、情報セキュリティ等） 【P12～P13】	6
維持管理	維持管理（施設、 設備、備品等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理は適切に行われているか</li> <li>延命化に努めているか</li> <li>利便性の向上に努めているか</li> </ul>	維持管理（延命化、法定点検、補修修繕） 【P15～P16】	7
	安全対策、危機管理（ 事故防止、防火、防犯、 防災、減災）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策、危機管理の方針は適切か</li> <li>日常の安全対策、準備・訓練は適切か</li> <li>緊急時の対応は適切か</li> </ul>	維持管理（安全対策・危機管理） 【P16～P17】	8
施設の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の貸出しは適正に行われているか</li> <li>利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか</li> <li>利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか</li> </ul>	施設の貸出し 【P18】	9	
事業運営	スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興事業の企画立案、実施、評価のプロセスと組織体制は妥当か</li> <li>施設の特性を生かしているか</li> <li>参加者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか</li> </ul>	事業運営（スポーツ振興事業） 【P19～P22】	10
	地域スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のスポーツ人口を拡大するため次のような取組はあるか</li> <li>あらゆる年代の参加を促す取組はあるか</li> <li>地域スポーツの活性化に寄与しているか</li> </ul>	事業運営（地域芸術文化の振興） 【P23】	11
	団体・イベントの 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けはあるか</li> <li>地域住民、ボランティア団体等との連携・協力はあるか</li> <li>スポーツ協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か</li> </ul>	事業運営（団体・イベントの支援） 【P23～P24】	12
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か</li> </ul>	広報 【P25】	13	
地域連携、地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか</li> <li>雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか</li> <li>環境保護に配慮があるか</li> </ul>	地域連携、地域貢献等 【P26】	14	

総合得点 (70点満点)	
-----------------	--

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	3	3	5	3	4	26	1
収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	3	3	3	3	4	3	3	22	2
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	3	3	3	4	3	4	24	3
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	4	3	4	4	4	3	4	26	4
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	3	4	3	4	4	3	4	25	5
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	4	4	3	3	4	3	4	25	6
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	3	3	3	4	4	3	3	23	7
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の安全対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	3	3	4	3	3	23	8
施設の貸出し		・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	3	3	4	3	4	25	9
事業運営	スポーツ振興事業	・スポーツ振興事業の企画立案、実施、評価のプロセスと組織体制は妥当か ・施設の特性を生かしているか ・参加者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	4	4	3	4	4	4	26	10
	地域スポーツの振興	地域のスポーツ人口を拡大するため次のような取組はあるか ・あらゆる年代の参加を促す取組はあるか ・地域スポーツの活性化に寄与しているか	4	4	4	3	4	3	3	25	11
	団体・イベントの支援	・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力は妥当か ・スポーツ協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	4	3	4	3	4	26	12
広報		・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	4	3	3	5	3	4	25	13
地域連携、地域貢献等		・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	4	3	3	4	4	3	25	14
総合得点			51	51	46	45	58	44	51	346	
採点率			72.9%	72.9%	65.7%	64.3%	82.9%	62.9%	72.9%	70.6%	

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	合格（良）
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

議案第 2 2 号

指定管理者の候補者の選定方法について

次の公の施設に係る指定管理者の候補者は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年多賀城市条例第 9 号）第 2 条の規定により、公募により選定する。

令和 7 年 7 月 2 3 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市民会館
- (2) 多賀城市中央公民館
- (3) 多賀城市埋蔵文化財調査センター

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

## 指定管理者の候補者の選定方法について

### 1 次期指定管理者の候補者の選定方法を「公募」にする理由等

#### (1) 法的根拠及び条件

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第2条の規定により、原則、公募によりその候補者の選定をすることとなるが、同条ただし書の規定により非公募で選定することも可能である。

ただし、非公募により選定する場合にあっては、多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多教委規則第7号）第2条に規定する合理的理由が必要となるものである。

#### ■参考:多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会は、（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

以下 略

#### ■参考:多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定により指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

## (2) 本件事例に係る具体的判断根拠

次期指定管理者の候補者の選定にあっては、以下の理由により「公募」により選定する。

ア 多賀城市公の施設に係る指定管理者の特定手続き等に関する条例第2条により、選定方法は原則「公募」であること。

イ 現指定管理者について、令和7年6月3日に開催した多賀城市文化センター指定管理者評価委員会において評価を行ったところ、大規模改修工事やコロナ禍など、企画提案当時には想定していなかった苦しい状況の中でも工夫をして事業運営をしたことについては評価できるものの、評価結果は「合格（可）」であったこと。

ウ 現指定管理者には伸びしろを感じるが、他にも優れた事業を行う事業者と比較競争させることで新たな期待が持てることから、広く公募することが望ましいと思われる。

## 2 次期指定管理期間を「10年間」とする理由等

### (1) 法的根拠及び条件

多賀城市指定管理者制度運用方針（令和7年5月改訂）より、指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とする。

#### ■参考:多賀城市指定管理者制度運用方針（抜粋）

#### IV 指定管理者制度運用手順

##### 2 指定期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とします。

ただし、近年中に施設の廃止や変更が認められる場合等においては、5年未満とし、また、より効果的で効率的な行政サービスを提供するため、民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させようとする場合においては10年を超え必要な期間を設定可能とします。

### (2) 本件事例に係る具体的判断根拠

次期指定管理期間を設定するにあっては、以下の理由により「10年間」とする。

ア 指定管理期間が長いほど、安定した人材確保が期待できること。

イ 今後10年以内に大規模改修工事を実施することを想定した場合、自主事業の計画を長期的に立案することができ、かつ安定した運営につながる利点があること。

ウ 指定管理期間を10年とすることで、中長期的展望に立脚し、民間企業が有するスキルとノウハウを最大限に発揮することができ、文化センターならではの特徴を出し、多賀城の魅力を市民はもとより、様々な方々に還元できることが期待できるため。

### 3 多賀城市文化センター指定管理に関する取組経過

年 月 日	事 項	概 要
平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募
平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募
令和2年7月8日	指定管理者評価委員会	第2期指定管理者実績説明、質疑等を行い、合格ラインに達している旨の評価、及び第3期指定管理者の候補者の選定方法を検討し、公募で行う利点があるとの結果となった
令和2年7月29日	教育委員会	第3期指定管理者の候補者を公募により選定することを決定
令和2年8月6日	行政経営会議	第3期指定管理者の候補者を公募により選定することを報告し、了承
令和2年8月21日	指定管理者更新公募開始	第3期の指定管理者公募を開始
令和2年10月16日	指定管理者選定委員会	指定管理者指定申請者（2団体）からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、第1候補者、第2候補者を選定
令和2年10月22日	社会教育委員会議	第2期指定管理者の評価委員会の結果、および第3期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和2年11月6日	教育委員会	第3期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、第1候補者を決定
令和2年11月16日	行政経営会議	第3期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、了承
令和2年11月24日	多賀城市議会全員協議会	多賀城市文化センター指定管理者指定の取組状況について説明
令和2年12月24日	市議会定例会	第3期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、指定管理者を決定
令和7年6月3日	指定管理者評価委員会	第3期指定管理者の運営実績を評価した。評価結果は「合格」 第4期指定管理者の候補者選定方法及び指定期間について検討
令和7年7月8日	社会教育委員会議	第3期指定管理者の評価委員会の結果を報告
令和7年7月17日	行政経営会議	第4期指定管理者の選定方法及び指定期間について付議
令和7年7月23日	教育委員会	第4期指定管理者の選定方法を決定
令和7年7月下旬 から9月上旬	指定管理者更新公募開始	第4期の指定管理者公募を開始予定

令和7年10月上旬	指定管理者選定委員会	申請者からの企画提案を基に、候補者を選定
令和7年10月中旬	社会教育委員会議	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年10月中旬	行政経営会議	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年10月下旬	教育委員会	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、 第一候補者を決定
令和7年11月中旬	多賀城市議会全員協議 会	第4期指定管理者指定の取組状況について説明
令和7年12月中旬	令和7年第4回多賀城 市議会定例会	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、 指定管理者を決定

#### 4 現在の指定管理の概要

##### (1) 指定管理の対象となる施設

多賀城市文化センター

##### (2) 指定管理者が行う業務の範囲（色付き部分）

市民会館	中央公民館	埋蔵文化財調査センター
芸術文化事業の実施	講座、教室等社会教育事業の 企画運営業務  【市職員が行う業務】	資料収集、保管、展示、調査 研究業務  【市職員が行う業務】
施設、設備の貸出業務 (利用許可)	施設、設備の貸出業務 (利用許可)	—
施設、設備の維持管理	施設、設備の維持管理	施設、設備の維持管理
文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備品、美術品 等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理業務、東側駐車場の管理		

##### (3) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

##### (4) 指定管理者

JM共同事業体

構成企業 株式会社 JTBコミュニケーションデザイン

東京都港区芝三丁目23番1号

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

## 5 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

### (1) 開催日時・場所

令和7年6月3日（火）午後1時30分から午後5時00分まで  
多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 評価委員会委員

役 職	氏 名 等	区 分
委員長	宮城教育大学教授 村上 タカシ	学識経験者又は有識者
副委員長	企画経営部長 小野 史典	市職員
委員	菊池 すみ子	施設利用者代表
委員	鈴木 久美子	施設利用者代表
委員	仙南芸術文化センター館長 玉淵 博之	学識経験者又は有識者
委員	宮城県多賀城高等学校教諭 平山 俊幸	学識経験者又は有識者
委員	都市産業部次長 阿部 克敏	市職員

### (3) 評価対象

令和3年度から令和6年度までの指定管理者による管理運営

### (4) 評価方法

「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会評価基準及び採点表、付帯意見書」を使用し、市からの事業概要の説明及び指定管理者からの実績報告の後、質疑応答を経て評価を行った。

#### ■評価基準

委員ごとに14の審査項目を次の5点から0点の6段階により採点

点 数	基 準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

## ■総合評価

総合得点	評 価
392点～490点	合格(優)
343点～391点	合格(良)
294点～342点	合格(可)
0点～293点	不合格

### (5) 評価結果

「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会評価基準及び採点表（集計表）のとおり、採点の合計が490点満点中327点で、委員一人当たりの平均点が70点満点中46.7点となり、項目当たりの平均点が5点満点中3.3点という評価となった（平均点は、小数第二位を四捨五入）。

この結果、指定管理者であるJM共同事業体による事業運営や施設管理の取組は、求められるべき水準が全体的には達成されているものとして「合格（可）」であるとの結果を得た。

総合得点（490点満点中）	評 価
327点	合格(可)

### (6) 評価における付帯意見

#### ア 評価できる点

- (ア) 多賀城ならではの魅力を追求する姿が期間内の実績から多く見られた。
- (イ) コロナ禍からの脱却のための取組み
- (ウ) 令和3～6年度は、コロナ禍と大規模改修工事があり、施設運営は非常に困難だったと思う。その間に空調設備や使い勝手の悪かった部分を修繕するなど、今後に生かせる事業を行ったこと。
- (エ) 市民と共に開催した音楽祭や文化センターまつりなどでは、コロナ禍での対応について協議しながら進めるサポーターの役を大いに発揮していただいた。
- (オ) 3期を通し、より多様性を感じられる事業等の取組みが認められる。
- (カ) まだまだ伸びしろがあると感じ、より多分野連携を図る事業の取組みに期待が持てる。
- (キ) 多賀城市文化センターでは、文化活動、学習、集会など幅広い用途に活用できるよう、工夫がされており、安全対策や危機管理の方針も整備されている。
- (ク) Wi-Fi環境も整備され、年々使用しやすくなっていると感じる。
- (ケ) かえっこバザールや地域のNPOや団体と連携した、インクルーシブな事業などは評価できる。

- (コ) 子供達、若者たちが参加して楽しめるイベントを作ってくれている。
- (ク) 公演鑑賞の機会を子供達や障がい者の方々に支援の提供をしてきている。
- (ク) 地域との連携を大事にしながら交流の促進と町づくりに尽力、地域経済への貢献を考えている。
- (ス) 自己評価と事務局のモニタリング評価の点数の差異を分析し、見直すべきことを見極め、翌年の運営の改善点として真摯に取り組んでいることは好評価に値する。
- (セ) 無事故・無災害を長年継続してきたことは相当の努力が必要、好評価に値する。

## イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 机や椅子等の老朽化対策
- (イ) 選ばれる施設の強みをPRすることが必要
- (ウ) 他市の施設と比較され、使用料が高いことで、選びにくい状況となっています。
- (エ) 人材育成の分野でのビジョンをより明確にしていく必要がある。その意味でもスタッフのカラーをもっと引き出し、新たな取組についても担当課側と連携し、実現に向けられるよう密にコミュニケーションを取ってほしい。
- (オ) 少子化が進む地域社会で、特に若年層が利用しやすくする工夫が必要であると考える。
- (カ) 施設の独立性がうまくいくかどうか、利用状況を左右すると思う。
- (キ) 小ホールでのイベントがある時には、大ホールとリハーサル室を借用しても、リハーサル室での音出しができないことや、会議室利用がある時には、展示室での音楽活動が制限されてしまうので、この点を改善することで、より利用状況が向上すると考えている。
- (ク) 他の文化施設でも行われているような内容のものが多。この文化センターならではの特徴を出し、観光事業とも連携し、外国人も立ち寄れる文化施設を目指してもらいたい。
- (ケ) 物価高騰や社会情勢の影響による光熱費等の経費見直しへの対応。
- (コ) 現状、アートマネジメントを担う人材の育成が未熟であるが故、芸術家への支援が不足していること、及び芸術作品を一から作っていくといった取組ができていないことに課題を残す。

## 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点	実績報告書 該当ページ	評価点数	
施設運営の方針・理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な運営方針となっているか</li> <li>本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか</li> <li>民間的経営の視点やノウハウを生かしているか</li> </ul>	施設運営方針・理念 【P4～P10】	1	
収支等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の収支は妥当か</li> <li>事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか</li> <li>創意工夫等により経費削減に努めているか</li> </ul>	収支等 【P11～P16】	2	
運営 体制	組織、職員配置、 労務管理、再委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か</li> <li>雇用条件、労働条件、労務管理は適切か</li> <li>再委託の業務内容、再委託先は妥当か</li> </ul>	運営体制（職員体制・ 配置、再委託の状況） 【P17～P21】	3
	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力、経験等は十分か</li> <li>職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか</li> <li>職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか</li> </ul>	運営体制（職員数等、 研修の状況） 【P22～P24】	4
	サービスの維持・ 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握方法は妥当か</li> <li>利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか</li> <li>利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか</li> </ul>	運営体制（サービス維 持向上） 【P25～P28】	5
	法令遵守、情報セ キュリティ、個人 情報保護、情報公 開	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か</li> <li>情報公開に努めているか</li> </ul>	運営体制（法令遵守、 情報セキュリティ等） 【P29～P30】	6
維持 管理	維持管理（施設、 設備、備品等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理は適切に行われているか</li> <li>延命化に努めているか</li> <li>利便性の向上に努めているか</li> </ul>	維持管理（延命化、法 定点検、補修修繕） 【P31～P36】	7
	安全対策、危機管 理（事故防止、防 火、防犯、防災、 減災）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策、危機管理の方針は適切か</li> <li>日常の対策、準備・訓練は適切か</li> <li>緊急時の対応は適切か</li> </ul>	維持管理（安全対策・ 危機管理） 【P37～P38】	8
施設の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の貸出しは適正に行われているか</li> <li>利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか</li> <li>利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか</li> </ul>	施設の貸出し 【P39～P42】	9	
事業 運営	芸術文化振興事業 （ホール事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホール事業の運営方針は妥当か</li> <li>ジャンル、質、量は十分か</li> <li>施設の特性を生かしているか</li> <li>入場者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか</li> <li>収支は妥当か</li> </ul>	事業運営（芸術文化振 興事業） 【P43～P56】	10
	地域芸術文化の振 興	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化愛好者の底辺拡大、地域への芸術文化浸透を図る次のような取組は十分か ①児童生徒・親子を対象とした芸術文化事業 ②ロビーステージ、出前コンサートなどのホール外事業</li> </ul>	事業運営（地域芸術文 化の振興） 【P57～P62】	11
	団体・イベントの 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化協会、文化センター利用団体等への支援は妥当か</li> <li>市民音楽祭、文化センターまつり、芸術文化祭等への支援は妥当か</li> <li>芸術文化発表促進の取組は妥当か</li> </ul>	事業運営（団体・イベ ントの支援） 【P63～P64】	12
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化の普及、施設の利用促進、芸術文化振興事業に係る周知・広報は妥当か</li> </ul>	広報 【P65～P67】	13	
地域連携、地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか</li> <li>雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか</li> <li>環境保護に配慮があるか</li> </ul>	地域連携、地域貢献等 【P68～P74】	14	

総合得点 (70点満点)	
-----------------	--

### ●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

### ●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

## 文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	3	4	4	3	4	3	25
収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	3	3	4	4	2	3	3	22
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	3	4	3	3	2	3	4	22
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	3	3	3	4	3	3	4	23
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	4	3	4	3	2	4	4	24
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	3	3	4	4	3	3	4	24
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	3	4	4	4	3	3	4	25
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	4	4	4	3	4	26
施設の貸出し		・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	3	3	3	2	3	3	20
事業運営	芸術文化振興事業（ホール事業）	・ホール事業の運営方針は妥当か ・ジャンル、質、量は十分か ・施設の特性を生かしているか ・入場者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか ・収支は妥当か	3	3	3	4	2	4	3	22
	地域芸術文化の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大、地域への芸術文化浸透を図る次のような取組は十分か ①児童生徒・親子を対象とした芸術文化事業 ②ロビーステージ、出前コンサートなどのホール外事業	4	4	3	4	3	4	3	25
	団体・イベントの支援	・芸術文化協会、文化センター利用団体等への支援は妥当か ・市民音楽祭、文化センターまつり、芸術文化祭等への支援は妥当か ・芸術文化発表促進の取組は妥当か	3	3	4	3	4	4	3	24
広報		・芸術文化の普及、施設の利用促進、芸術文化振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	4	3	4	3	3	3	23
地域連携、地域貢献等		・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	3	3	3	4	3	3	3	22

総合得点	46	46	49	52	39	47	48	327
採点率	65.7%	65.7%	70.0%	74.3%	55.7%	67.1%	68.6%	66.7%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	合格（可）
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	
0点～293点	不合格	



議案第 23 号

令和 8 年度使用教科用図書の採択について  
このことについて、別紙のとおり決定する。

令和 7 年 7 月 23 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦